

山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)、大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号。以下「施行令」という。)及び大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、大規模小売店舗の新設、変更等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、施行令及び規則において使用する用語の例による。

(新設の届出)

第3条 法第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者は、新設を予定している日の8月前までに、様式第1により知事に届け出るものとする。

(変更の届出)

第4条 法第6条第1項の規定に基づき、前条の規定による届出があった大規模小売店舗について、法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者(以下「設置者」という。)は、遅滞なく様式第2により知事に届け出るものとする。

2 法第6条第2項の規定に基づき、前条の規定による届出があった大規模小売店舗について、法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、設置者は、あらかじめ、様式第3により知事に届け出るものとする。ただし、同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更については、変更を予定している日の8月前までに届け出るものとする。

3 法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、届出事項の変更を行おうとするときは、設置者は、様式第4により知事に届け出るものとする。

4 知事は、法第6条第2項の規定による届出が、規則第8条の規定による軽微な変更該当すると認めるときは、様式第4の2により設置者に通知するとともに、様式第4の3により当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村(以下「市町村」という。)に通知するものとする。

(廃止の届出)

第5条 法第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とする設置者は、様式第5により知事に届け出るものとする。

(市町村への送付)

第6条 県は、次の各号に掲げる届出について、様式第6により市町村に送付するものとする。ただし、当該大規模小売店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの範囲内に複数の市町村（関係市町村）が含まれる場合については、必要に応じて関係市町村に送付するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項、第2項及び第5項の規定による届出
- (3) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

(説明会の開催等)

第7条 法第7条第1項の規定に基づき、設置者は、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。

2 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、説明会の開催を予定する日の1週間前までに、当該大規模小売店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの範囲において、次のいずれかの方法をもって行わなければならない。ただし、県が、当該大規模小売店舗の立地による周辺地域の生活環境に与える影響を踏まえ、市町村と協議し、範囲を決定したときは、その範囲とする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込みチラシを配布すること。
- (3) その他県が適切と認める方法。

3 説明会の開催場所は、当該大規模小売店舗の周辺の施設において行うこととする。

4 設置者は、県及び市町村に説明会の日時及び開催場所を連絡することとする。

5 知事は、法第6条第2項の規定による届出であって、規則第11条第2項の規定に基づき第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときは、届出等の要旨を掲示することにより行うことを、様式第6の2により設置者に、様式第6の3により市町村にそれぞれ通知するものとする。

6 設置者は、その責めに帰することができない事由であって、規則第13条第1項に定める天災等の事由が生じたため、説明会を開催することができないときは、様式第6の4により速やかに知事に報告するものとする。

7 前項の場合、知事は、設置者から事情を聴いた上で、規則第13条第1項に定める事由に該当する事実の発生が認められるときは、様式第6の5により設置者に、様式第6の6により市町村にそれぞれ通知するものとする。なお、規則第13条第1項に定める事由に該当する事実の発生が認められないときは、説明会の開催を求めることとする。

8 第6項の報告に基づき、知事が規則第13条第1項に定める事由があると認めるときは、設置者は、次のいずれかの方法により届出等の内容を周知させるよう努めなければならない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込みチラシを配布すること。

(3) その他県が適切と認める方法。

9 設置者は、説明会終了後2週間以内に、様式第6の7により説明会実施状況を知事に報告するものとする。

(意見の申出等)

第8条 法第8条第1項の規定に基づき、知事は、様式第7により市町村から意見を聴くものとする。

2 法第8条第2項の規定による意見を有する者は、知事に対し、様式第8又はこれに準じた意見書の提出により、意見を述べることができる。

3 前項の意見の提出は、山梨県産業政策部産業政策課に郵送、電子メール又は持参する方法で行うものとする。

(県の意見)

第9条 法第8条第4項の規定に基づき、知事は、設置者に、法第5条第1項又は法第6条第2項の規定による届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には、当該意見を様式第9により述べるものとし、意見を有しない場合には、様式第10により通知するものとする。

(意見を踏まえた変更届出)

第10条 法第8条第7項の規定に基づき、設置者は、法第8条第4項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、知事に対し、当該届出を変更する場合は、様式第11により届出を、変更しない場合は、様式第12により通知を行うものとする。

(勧告等)

第11条 法第9条第1項の規定に基づき、知事は、様式第13により市町村の意見を聴くものとする。

2 法第9条第1項の規定に基づき、知事は、設置者に、様式第14により勧告するものとする。

3 法第9条第3項の規定に基づき、知事は、様式第15により同条第1項の規定による勧告を市町村に通知するものとする。

(勧告を踏まえた変更届出等)

第12条 法第9条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた設置者は、当該勧告を踏まえ、様式第16により、知事に必要な変更に係る届出を行うものとする。

(公表)

第13条 法第9条第7項の規定に基づき、知事は、同条第1項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした設置者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、様式第17により、次に掲げる方法をもって、その旨を公表するものとする。

- (1) 山梨県公報発行規則第2条に規定する山梨県公報への登載
- (2) 山梨県ホームページへの掲載
- (3) 県政記者クラブへの記者発表

(承継)

第14条 法第11条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第2項の規定により法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、法第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は法第9条第4項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、様式第18により知事に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第15条 法第14条第1項又は第2項の規定に基づき、知事は、設置者に、様式第19により報告を求めることとする。

2 法第8条第4項の規定により述べる県の意見の参考とするため、県は、設置者に、様式第19の2により報告を求めることができる。

(動的交通予測の実施)

第16条 次の各号のいずれかに該当する届出を行う設置者は、県が必要と認める場合には、別に定めるところにより、動的交通予測による交通予測結果を県に提出するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出で、店舗面積の合計が10,000平方メートル以上のもの
- (2) 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出で、変更後の店舗面積の合計が10,000平方メートル以上のもの
- (3) 前2号に掲げる届出のほか、県が店舗周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼすと認める届出

(山梨県大規模小売店舗立地連絡会議)

第17条 県は、法の適正な運用に資するため、山梨県大規模小売店舗立地連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議の組織及び運営については、別に定める。

(山梨県大規模小売店舗立地審議会)

第18条 知事は、次の各号に定める場合、山梨県大規模小売店舗立地審議会(以下「審議会」という。)に諮問する。

- (1) 法第8条第4項の規定による意見を定めようとするとき
 - (2) 法第9条第1項の規定に基づき勧告しようとするとき
 - (3) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項第1号の場合には、法第8条第1項の規定による市町村の意見の内容に問題がなく、かつ当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が少ないと認めるときは、審議会に諮問しないことができる。
- 3 審議会の組織及び運営については、別に定める。

(公告)

- 第19条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項の規定に基づく公告の方法は、次のとおりとする。
- (1) 山梨県公報発行規則第2条に規定する山梨県公報への登載
 - (2) 山梨県ホームページへの掲載
- 2 前項の公告は、様式第20により行うこととする。

(縦覧の場所)

- 第20条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第8条第3項及び第6項の規定に基づく縦覧場所は、山梨県県民情報センターとする。

(縦覧の方法)

- 第21条 縦覧の方法は、次のとおりとする。
- (1) 閲覧
 - (2) 書き写し
 - (3) コピー
- 2 前条第1項の規定により、縦覧できる日は、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(提出先)

- 第22条 この要綱に定める届出等の提出先は、山梨県産業政策部産業政策課とする。

(様式の一覧表)

- 第23条 この要綱で定める様式及びその提出部数は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 2 3 条関係）

番 号	名 称	提出部数
様式第 1	大規模小売店舗新設届出書	1 3
様式第 2	変更後変更届出書	3
様式第 3	変更前変更届出書	4
様式第 4	既存店舗の変更届出書	4
様式第 4 の 2	軽微変更承認（通知）	—
様式第 4 の 3	軽微変更承認についての市町村通知	—
様式第 5	大規模小売店舗廃止届出書	2
様式第 6	市町村への送付	—
様式第 6 の 2	掲示による説明会（通知）	—
様式第 6 の 3	掲示による説明会についての市町村通知	—
様式第 6 の 4	説明会開催不能報告書	1
様式第 6 の 5	説明会開催不能承認（通知）	—
様式第 6 の 6	説明会開催不能承認についての市町村通知	—
様式第 6 の 7	説明会実施状況報告書	1
様式第 7	市町村への意見聴取	—
様式第 8	居住者等の意見書	—
様式第 9	県の意見（通知）	—
様式第 1 0	意見を有しない旨（通知）	—
様式第 1 1	意見を踏まえた届出事項変更届出書	2
様式第 1 2	届出事項不変更通知書	1
様式第 1 3	勧告に関する市町村への意見聴取	—
様式第 1 4	勧告（通知）	—
様式第 1 5	勧告についての市町村通知	—
様式第 1 6	勧告を踏まえた届出事項変更届出書	2
様式第 1 7	公表	—
様式第 1 8	承継届出書	1
様式第 1 9	報告の徴収（通知）	—
様式第 1 9 の 2	市町村意見（通知）	—
様式第 2 0	公告	—

（注）様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。ただし、添付書類のうち図面については、A 3 も可能とする。A 4、A 3 以外の大きさ、特殊印刷のものについては、必要に応じて提出部数を増やすことがある。